

議案第93号

専決処分について

次の事件は、その処理に急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

専決第9号 令和6年度長岡市一般会計補正予算

専決第9号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年7月31日

長岡市長 磯田達伸

令和6年度長岡市一般会計補正予算

議案第96号

長岡市総合計画策定委員会条例の制定について

長岡市総合計画策定委員会条例を次のように定める。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

次期総合計画策定に向けて、計画案を審議検討する委員会を設置するため、必要な事項を定めるもの

長岡市総合計画策定委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市政の総合的かつ計画的な運営の基本となる計画（以下「総合計画」という。）を策定するに当たり、市長の附属機関として設置する長岡市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織その他委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、総合計画の案について審議検討し、意見を具申すること。
- (2) 前号に掲げることのほか、総合計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、市民、学識経験者等のうちから市長が委嘱する25人以内の委員で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長若干人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から市長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、在任委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、会議の議事の審議検討に関し、特に意見を聴く必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 専門的及び具体的な事項を審議検討するため、必要があるときは、会議に部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(最初の会議の特例)

3 この条例の施行後最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

議案第97号

長岡市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

長岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき個人番号を本市が独自に利用できる事務を新たに追加するとともに、生活保護法の改正に伴い文言を整理するため所要の改正を行うもの

長岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

長岡市個人番号の利用等に関する条例（令和4年長岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

改正後			改正前		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
	機関	事務		機関	事務
(略)			(略)		
12	市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	12	市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
(略)			(略)		
16	市長	妊産婦の医療費を助成する事務であって告示で定めるもの	16	市長	妊産婦の医療費を助成する事務であって告示で定めるもの

17	市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給に関する事務であって、規則で定めるもの
18	市長	学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づく経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費等に必要経費の援助を行う事務であって、告示で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
(略)		
5 市長	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(3) (略) (4) 児童扶養手当法 _____ による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。) (5)～(11) (略)
(略)		

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
(略)		
5 市長	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(3) (略) (4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。) (5)～(11) (略)
(略)		

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、別表第1の12の項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第98号

長岡市保育園条例の一部改正について

長岡市保育園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

長岡市立東川口保育園の移転改築に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市保育園条例の一部を改正する条例

長岡市保育園条例（平成13年長岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
長岡市立かわぐち保育園	長岡市西川口963番地	長岡市立東川口保育園	長岡市東川口1979番地
	<u>1</u>		<u>115</u>

附 則

この条例は、令和7年1月27日から施行する。

議案第99号

長岡市国民健康保険条例の一部改正について

長岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

議案第100号

長岡市診療所設置条例の一部改正について

長岡市診療所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

小国診療所において介護保険サービスを提供するため、所要の改正を行うもの

長岡市診療所設置条例の一部を改正する条例

長岡市診療所設置条例（平成17年長岡市条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(診療所の業務)</p> <p>第4条 診療所においては、医師及び歯科医師による診療を行うほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型サービス事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関する業務（長岡市小国診療所に限る。）</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 前各号に定めるもののほか、地域の住民の健康の維持及び増進に関する業務</u></p> <p>別表（第6条関係）</p>	<p>(診療所の業務)</p> <p>第4条 診療所においては、医師及び歯科医師による診療を行うほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 前3号に定めるもののほか、地域の住民の健康の維持及び増進に関する業務</u></p> <p>別表（第6条関係）</p>

1 使用料

区分	金額
療養に係る費用	(略)
介護保険法に定める居宅サービス及び介護予防サービスに係る費用	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)により算定した額
介護保険法に定める地域密着型サービスに係る費用	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)により算定した額
介護保険法第115条の45第1項第1号に定める第1号事業に係る費用	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)により算定した額

備考 (略)

2 手数料

手数料の区分	金額
(略)	
文書	(略)

1 使用料

区分	金額
療養の給付	(略)
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

備考 (略)

2 手数料

手数料の区分	金額
(略)	
文書	(略)

料	介護保険 主治医意 見書作成 料(新規)	生活保護法 (昭和25年法 律第144号)第 38条第2項に 規定する救護 施設又は介護 保険法_____	4,400円	料	介護保険 主治医意 見書作成 料(新規)	生活保護法 (昭和25年法 律第144号)第 38条第2項に 規定する救護 施設又は介護 保険法_(平成 9年法律第 123号)第8条 第25項に規定 する介護保険 施設に入所し ている者に対 し、診療所の 主治医が作成 する場合	4,400円
		_____第8条 第25項に規定 する介護保険 施設に入所し ている者に対 し、診療所の 主治医が作成 する場合				_____第8条 第25項に規定 する介護保険 施設に入所し ている者に対 し、診療所の 主治医が作成 する場合	
		(略)				(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第101号

町（字）の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の町（字）の区域及び名称を次のとおり変更する。

この処分は、地方自治法第260条第2項の規定に基づく長岡市長の告示の効力の生ずる日から施行する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

変 更 調 書

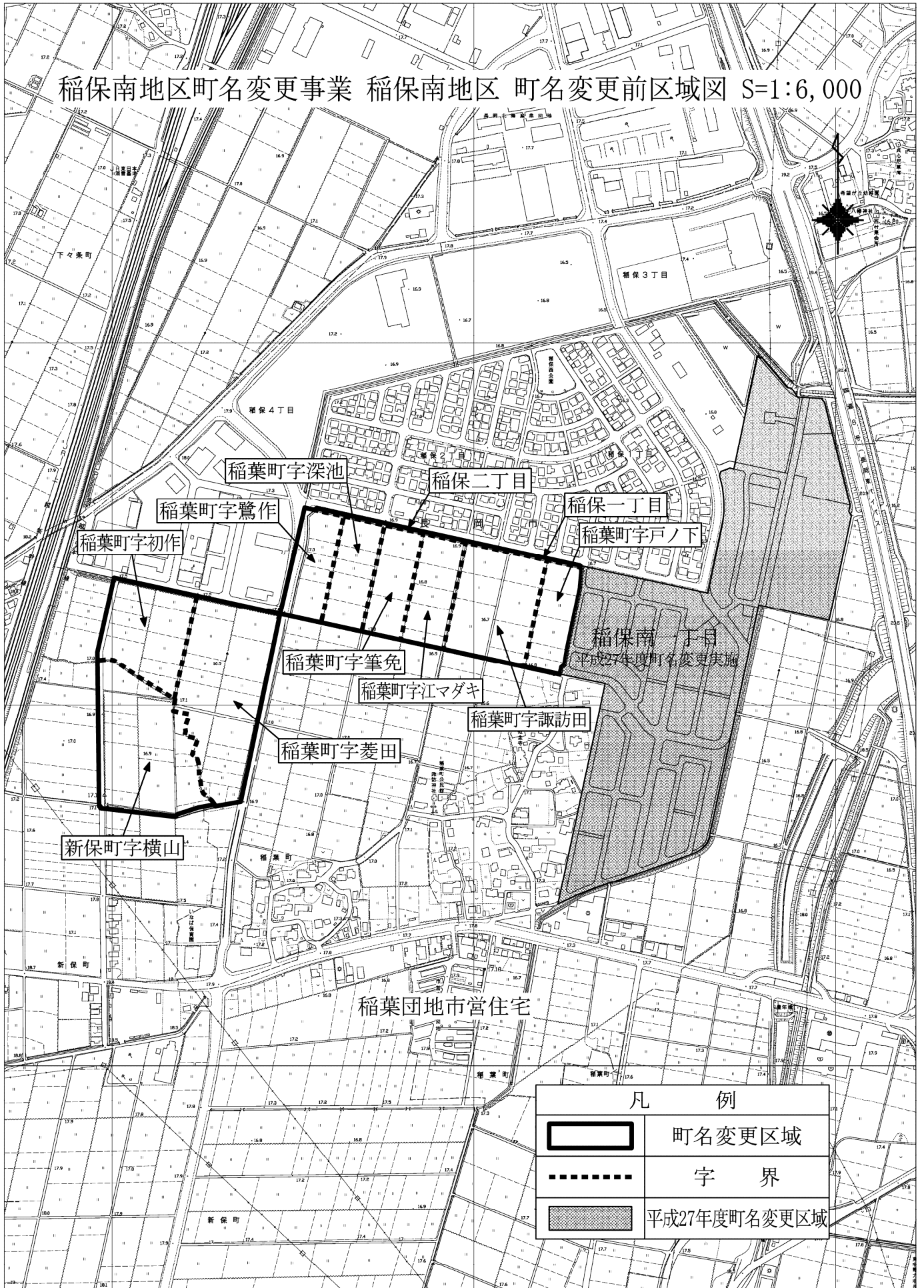
変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
稲葉町	戸ノ下	341の4から341の67まで	稲保南二丁目	
	諏訪田	394の1、 394の3から394の66まで、 425の1、 425の3から425の52まで		
	江マダキ	509の1から509の61まで、 516の1から516の5まで		
	筆免	533の1から533の54まで		
	深池	580の1から580の56まで		
	鷲作	676の1から676の12まで、 677の2、 678の2、 679の2、 680の2、 681の2、 682の2、 683の2		
稲保一丁目		349の73、 349の75から349の78まで、 386の44、 386の45、 386の71から386の75まで、 433の48、 433の49、 433の60		
稲保二丁目		433の23、 433の35から433の39まで、 505の22、 505の28から505の32まで、 541の15から541の20まで、 573の26、 573の38から573の42まで、 684の28、 684の38		
稲葉町	菱田	766の1から766の4まで、 766の6から766の8まで、 766の11、 766の12、 766の15、 766の18、 766の19、 766の21、 766の26から766の39まで、 774の1から774の3まで、 774の5、 774の6、 779の2、 779の3、 780の2、 781の2、 801の1、 801の2、 804の1から804の3まで、 804の7から804の26まで	稲保南三丁目	
	初作	812の1から812の9まで、 818の2、 819の2、 819の3、 820の1から820の9まで、 821の2、 822の2、 823の2、 824の2、 835の2、 836の3、 837の2、 838の2、 839の2、 840の2、 841の2		
新保町	横山	880の2、 880の3、 881の1、 881の3から881の5まで、 882の1から882の7まで、 886の1から886の6まで、 887の1から887の6まで、 888の2、 925の2、 928の2、 929の2、 932の2、 933の2、 936の2、 937の2、 940の2、 941の2、 944の2、 945の2、 948の2、 949の2、 950の2、 957の1、 957の2、 958、 961の2、 963の2から963の4まで、 964の2、 965の2、 966、 967、 968の2、		

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
新保町	横山	969の2から969の4まで、 998の1から998の5まで、 1000の2、 1002の1、 1002の2	970の1、 999、 1000の1、	970の2、 1000の1、 1002の2
			稲保南三丁	
			目	

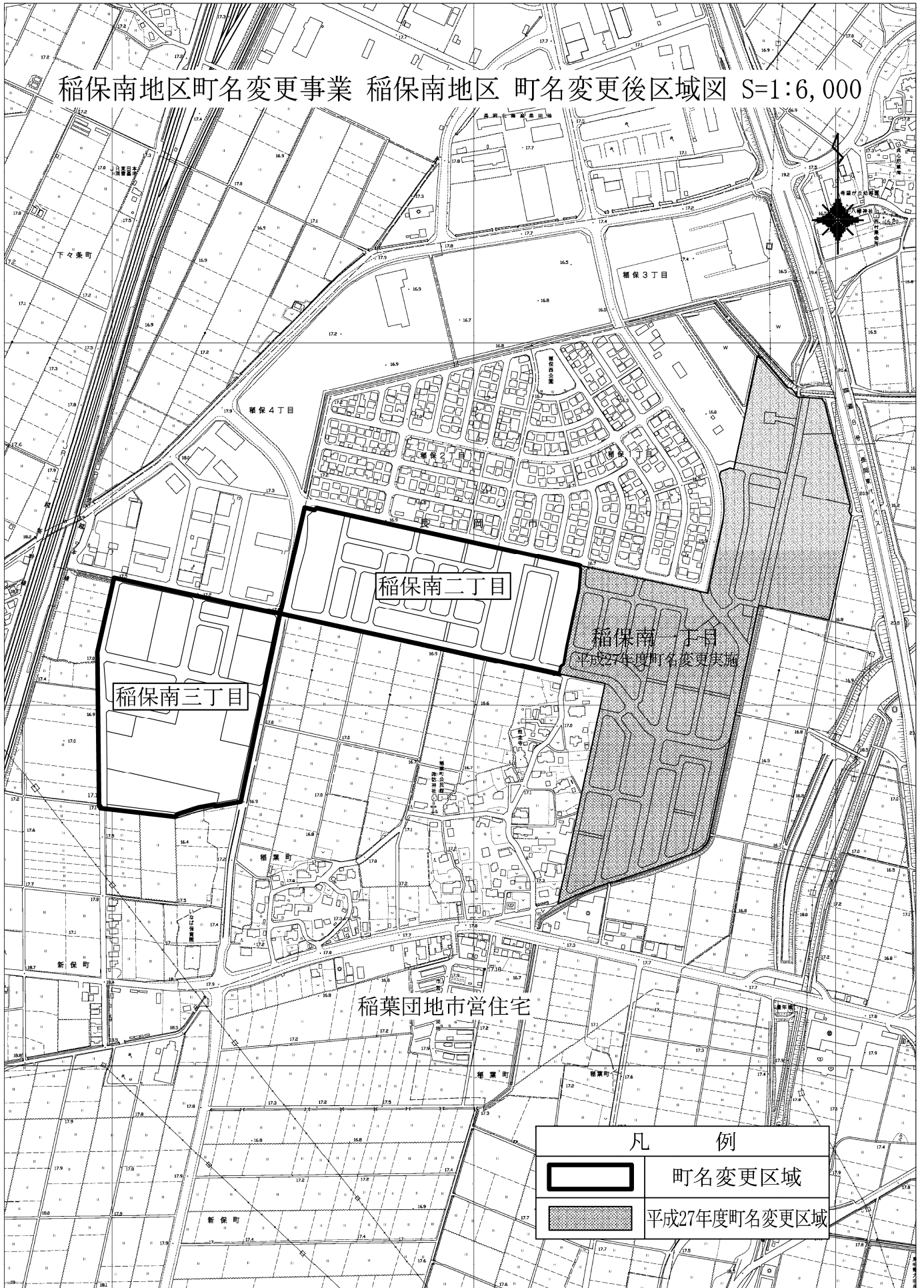
及び当該変更に伴う公有地を含む。

稲保南地区町名変更事業 稲保南地区 町名変更前区域図 S=1:6,000



凡 例	
	町名変更区域
	字 界
	平成27年度町名変更区域

稲保南地区町名変更事業 稲保南地区 町名変更後区域図 S=1:6,000



議案第102号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
栃尾支所庁舎 解体工事	栃尾支所庁舎解体 鉄筋コンクリート造り地上 4階建て(5,659.65㎡) その他附属建物等	431,750,000円	長岡市南町2丁目 4番4号 大石組・川上建業 ・小川興業栃尾支 所庁舎解体特定共 同企業体

議案第103号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
宮内小学校校舎等大規模改造機械設備工事	機械設備工事 一式	451,000,000円	長岡市新町3丁目 3番15号 新日工業・トウヨウ・シントウ宮内小学校校舎等大規模改造機械設備特定共同企業体

議案第104号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
長岡リリック ホール空調設 備改修工事	空調設備工事 一式	196,680,000円	長岡市中之島 565番地87 今泉設備株式会社

議案第105号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
橋りょう上部 工事 (市道344号 線・宝田橋)	ポストテンション方式 スラブ橋 橋長 25.9m 全幅員 10.5m	171,292,000円	長岡市宝4丁目 2番地25 ダイエー・平野6 道建橋修第5号橋 りょう上部特定共 同企業体

議案第106号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
東川口保育園 移転改築工事	鉄筋コンクリート造り4階建て(1,939m ²) 保育室4、遊戯室、ほふく室、乳児室、調理室、職員室、その他管理諸室	変更前 625,130,000円 変更後 629,086,700円	長岡市南町2丁目 4番4号 大石組・吉原組・ 高正建設東川口保 育園移転改築特定 共同企業体

議案第107号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	はしご付消防自動車1台	247,500,000円	長岡市稲保4丁目 713番地2 船山株式会社

議案第108号

決算の認定について

令和5年度長岡市一般会計決算及び特別会計決算を市議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

議案第109号

剰余金の処分及び決算の認定について

令和5年度長岡市下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、令和5年度下水道事業会計決算を市議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

議案第110号

剰余金の処分及び決算の認定について

令和5年度長岡市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、令和5年度水道事業会計決算を市議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

議案第111号

剰余金の処分及び決算の認定について

令和5年度長岡市簡易水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、令和5年度簡易水道事業会計決算を市議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

議案第112号

決算の認定について

令和5年度長岡市寺泊老人ホーム組合一般会計決算を市議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第13号

長岡地域土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、長岡地域土地開発公社の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第14号

公立大学法人長岡造形大学の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公立大学法人長岡造形大学の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第15号

公益財団法人長岡市米百俵財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市米百俵財団の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第16号

一般財団法人長岡産業交流会館の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人長岡産業交流会館の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第17号

公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンターの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンターの経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第18号

公益財団法人長岡市国際交流協会の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市国際交流協会の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第19号

公益財団法人長岡市芸術文化振興財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市芸術文化振興財団の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第20号

公益財団法人長岡市スポーツ協会の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市スポーツ協会の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第21号

株式会社山古志観光開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社山古志観光開発公社の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第22号

一般財団法人長岡花火財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人長岡花火財団の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第23号

継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、令和5年度長岡市一般会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

令和5年度長岡市一般

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国・県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総管理費	栃尾地域 交流拠点施設 整備事業	令和4年度	144,000,000	18,000,000	126,000,000		
			令和5年度	216,000,000	27,000,000	189,000,000		
			計	360,000,000	45,000,000	315,000,000		
10 教育費	6 社会費	旧長谷川家住宅保存 活用・技術伝承事業	令和3年度	40,500,000	20,250,000	18,200,000		2,050,000
			令和4年度	64,650,000	32,325,000	29,000,000		3,325,000
			令和5年度	64,850,000	32,425,000	29,100,000		3,325,000
			計	170,000,000	85,000,000	76,300,000		8,700,000

会計継続費精算報告書

実績					比較				
支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額 の差	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
	国・県支出金	地方債	その他			国・県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
119,680,000	19,945,000	99,700,000		35,000	24,320,000	△1,945,000	26,300,000		△35,000
179,520,000	21,800,000	157,700,000		20,000	36,480,000	5,200,000	31,300,000		△20,000
299,200,000	41,745,000	257,400,000		55,000	60,800,000	3,255,000	57,600,000		△55,000
16,206,300	8,103,150	7,200,000		903,150	24,293,700	12,146,850	11,000,000		1,146,850
47,015,100	23,313,400	20,900,000		2,801,700	17,634,900	9,011,600	8,100,000		523,300
47,380,300	22,835,000	20,500,000		4,045,300	17,469,700	9,590,000	8,600,000		△720,300
110,601,700	54,251,550	48,600,000		7,750,150	59,398,300	30,748,450	27,700,000		949,850

報告第24号

継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、令和5年度長岡市下水道事業会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

令和5年度長岡市下水道事業

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					
				年割額	左の財源内訳				損益勘定 留保資金
					特 定 財 源			そ の 他	
					国・県支出金	企 業 債	そ の 他		
1 資本的支出	1 改良設備	寿ボ(整 町ン建備 排プ築事 水場)業	令和3年度	29, 600,000	14, 800,000	14, 800,000			
			令和4年度	491, 500,000	245, 750,000	245, 750,000			
			令和5年度						
			計	521, 100,000	260, 550,000	260, 550,000			
1 資本的支出	1 改良設備	平ポ設 島ン備 中プ更 継場新 業	令和4年度	61, 500,000	30, 750,000	30, 750,000			
			令和5年度	228, 000,000	114, 000,000	114, 000,000			
			計	289, 500,000	144, 750,000	144, 750,000			
1 資本的支出	1 改良設備	長七監更 岡ン視 中ン制 央夕御 浄タ設 化一備 業	令和4年度	40, 500,000	22, 250,000	18, 250,000			
			令和5年度	528, 500,000	290, 250,000	238, 250,000			
			計	569, 000,000	312, 500,000	256, 500,000			
1 資本的支出	1 改良設備	長七汚更 岡ン泥 中ン濃 央夕縮 浄タ設 化一備 業	令和4年度	92, 000,000	50, 500,000	41, 500,000			
			令和5年度	339, 000,000	186, 000,000	153, 000,000			
			計	431, 000,000	236, 500,000	194, 500,000			

会計継続費精算報告書

実 績					比 較				
支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発生額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			損益勘定 留保資金		特 定 財 源			損益勘定 留保資金
	国・県支出金	企 業 債	そ の 他			国・県支出金	企 業 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
29, 600,000	14, 800,000	14, 800,000							
129, 700,000	64, 850,000	64, 800,000		50,000	361, 800,000	180, 900,000	180, 950,000		△50,000
272, 380,700	103, 920,000	168, 400,000		60,700	△272, 380,700	△103, 920,000	△168, 400,000		△60,700
431, 680,700	183, 570,000	248, 000,000		110,700	89, 419,300	76 980,000	12, 550,000		△110,700
61, 500,000	30, 750,000	30, 700,000		50,000			50,000		△50,000
142, 606,100	71, 302,000	71, 300,000		4,100	85, 393,900	42, 698,000	42, 700,000		△4,100
204, 106,100	102, 052,000	102, 000,000		54,100	85, 393,900	42, 698,000	42, 750,000		△54,100
40, 500,000	22, 250,000	18, 200,000		50,000			50,000		△50,000
448, 285,000	246, 194,000	202, 000,000		91,000	80, 215,000	44, 056,000	36, 250,000		△91,000
488, 785,000	268, 444,000	220, 200,000		141,000	80, 215,000	44, 056,000	36, 300,000		△141,000
92, 000,000	50, 500,000	41, 500,000							
337, 630,300	185, 307,000	152, 300,000		23,300	1, 369,700	693,000	700,000		△23,300
429, 630,300	235, 807,000	193, 800,000		23,300	1, 369,700	693,000	700,000		△23,300

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			損益勘定 留保資金
					国・県支出金	企業債	その他	
1 資本的 支出	1 建改良 設費	寺泊浄化センター 監視制御事業	令和4年度	円 61, 000,000	円 33, 500,000	円 27, 500,000	円	円
			令和5年度	166, 000,000	91, 000,000	75, 000,000		
			計	227, 000,000	124, 500,000	102, 500,000		

実 績					比 較				
支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発生額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			損益勘定 留保資金		特 定 財 源			損益勘定 留保資金
	国・県支出金	企 業 債	そ の 他			国・県支出金	企 業 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
61, 000,000	33, 500,000	27, 500,000							
123, 729,600	67, 832,000	55, 800,000		97,600	42, 270,400	23, 168,000	19, 200,000		△97,600
184, 729,600	101, 332,000	83, 300,000		97,600	42, 270,400	23, 168,000	19, 200,000		△97,600

報告第25号

継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、令和5年度長岡市水道事業会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

令和5年度長岡市水道事業

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					
				年割額	左 の 財 源 内 訳				損益勘定 留保資金
					特 定 財 源			損益勘定 留保資金	
					国・県支出金	企業債	その他		
1 資本的支出	1 建設費	妙見浄水場 配水新事業	令和4年度	50,000,000				50,000,000	
			令和5年度	28,000,000				28,000,000	
			計	78,000,000				78,000,000	
1 資本的支出	1 建設費	寺泊ポンプ場 電気新設事業	令和4年度	5,000,000				5,000,000	
			令和5年度	15,000,000				15,000,000	
			計	20,000,000				20,000,000	
1 資本的支出	1 建設費	大島ポンプ場 送水新事業	令和4年度	30,000,000				30,000,000	
			令和5年度	50,000,000				50,000,000	
			計	80,000,000				80,000,000	
1 資本的支出	1 建設費	上除配水事業 送水管分岐	令和4年度	49,000,000		28,000,000		21,000,000	
			令和5年度	54,000,000		32,000,000		22,000,000	
			計	103,000,000		60,000,000		43,000,000	

会計継続費精算報告書

実 績					比 較				
支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発生額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			損益勘定 留保資金		特 定 財 源			損益勘定 留保資金
	国・県支出金	企 業 債	そ の 他			国・県支出金	企 業 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5, 720,000				5, 720,000	44, 280,000				44, 280,000
66, 520,300				66, 520,300	△38, 520,300				△38, 520,300
72, 240,300				72, 240,300	5, 759,700				5, 759,700
1, 133,000				1, 133,000	3, 867,000				3, 867,000
12, 947,000				12, 947,000	2, 053,000				2, 053,000
14, 080,000				14, 080,000	5, 920,000				5, 920,000
10, 450,000				10, 450,000	19, 550,000				19, 550,000
42, 394,000				42, 394,000	7, 606,000				7, 606,000
52, 844,000				52, 844,000	27, 156,000				27, 156,000
31, 064,000		29, 000,000		2, 064,000	17, 936,000		△1, 000,000		18, 936,000
49, 842,100				49, 842,100	4, 157,900		32, 000,000		△27, 842,100
80, 906,100		29, 000,000		51, 906,100	22, 093,900		31, 000,000		△8, 906,100

報告第26号

令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価の報告について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価について別紙のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第27号

令和5年度公立大学法人長岡造形大学の業務の実績に関する評価の報告について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項及び地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置第3条の規定に基づき、令和5年度公立大学法人長岡造形大学の業務の実績に関する評価について別紙のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第28号

公立大学法人長岡造形大学における中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績に関する評価の報告について

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第78条の2第6項の規定に基づき、公立大学法人長岡造形大学における中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績に関する評価について別紙のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

長岡市長 磯田達伸